



トイレ修理で事業者から高額請求にご注意！

事例

昨夜、トイレの水が流れなくなった。インターネットで見つけた「見積無料、基本料金1000円～」と書かれた事業者に連絡し修理に来てもらったところ「ひどい詰まりだ。機械で高圧洗浄をする」と言われた。15万円の見積書を提示され、高額とは思ったが、焦っていたので承諾した。終了後、「支払いは現金で」と言われ、その場で支払ったが、よく考えると高額で納得できない。

アドバイス

「インターネット検索して安価な広告表示を見て事業者に来てもらったら想定外の高額な修理代金を請求された」



という相談が多くみられます。断っても、見積料や出張料、キャンセル料を名目に請求されるケースもあります。料金を支払った後でも①見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合、②広告などの表示額と実際の請求額に相当な開きがあった場合は、クーリング・オフができる可能性があります。ただ、代金を支払うと、クーリング・オフを簡単に認めない事業者も多く、返金は困難を極めることがあります。お困りの際はお早めに消費生活センターへご相談ください。

【問題】 水のトラブルで事業者を呼んだ。修理も完了し、料金支払いも済ませてしまってた場合には、どのような場合にも取消はできない。

【回答】 ×

①見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合、②広告などの表示額と実際の請求額に相当な開きがあった場合は、クーリング・オフができる可能性があります。お困りの場合には、消費生活センターに相談しましょう。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は

[鎌ヶ谷市消費生活センター](#)にお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階 商工観光課内

電話：047-445-1246

時間：平日（土日祝日・年末年始除く） 10時～12時 13時～16時

